

事 務 連 絡  
平成23年7月25日

都道府県  
各 指定都市 衛生主管部（局）・民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

独立行政法人福祉医療機構による社会福祉施設・医療施設等に対する融資について  
(平成23年度第一次・二次補正予算における措置)

今回の東日本大震災においては、社会福祉施設・医療施設等が全半壊する等の被害も多数発生しており、その復旧を図ることは喫緊の課題であります。

そのため、「平成23年度第一次補正予算」にて、被災した社会福祉施設・医療施設等の復旧を支援するため、独立行政法人福祉医療機構による福祉医療貸付について、貸付利率を一定期間無利子とし、融資率を100%とする等の優遇措置を行うために必要な予算を盛り込んだところです。

また、社会福祉施設・医療施設等が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金の調達が困難になるなど、いわゆる「二重ローン」を抱える社会福祉施設・医療施設等を支援するため、本日成立した「平成23年度第二次補正予算」にて、既往債務について、返済猶予、償還期間の延長、金利の見直し等の積極的な条件変更を行うこととし、また、新規貸付についても貸付条件を更に緩和し、無担保貸付額の拡充、償還期間・据置期間の延長等を図るために必要な対策を図ることとしています。(別紙参照)

つきましては、関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、東日本大震災に伴う災害復旧貸付に関する詳細につきましては、独立行政法人福祉医療機構のホームページに情報を掲載しております。また、専用の相談窓口も設けておりますので、積極的に御活用ください。

(参考) 独立行政法人福祉医療機構ホームページ : <http://hp.wam.go.jp/>

福祉貸付についての融資相談窓口 : 0120-3438-62

医療貸付についての融資相談窓口 : 0120-3438-63

(平日9～19時、土日祝日9～17時)

既往債務についての相談窓口 : 0120-3438-64 (平日9～19時)